資料１－１

令和２年に実施する医療施設調査の概要（案）

１　調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

２　調査の種類、期間及び期日

(1)　静態調査
（３年に１回）　令和２年 10 月 1 日現在

(2)　動態調査
（毎月）　開設、変更等のあった都度

３　調査の対象

(1)　静態調査　調査時点で開設している全ての医療施設
(2)　動態調査　開設・廃止等のあった医療施設
(3)　医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、保健所は除く。

４　調査の事項

施設名、施設の所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療等の状況、救急病院・診療所の告示の有無、診療及び検査の実施の状況、その他関連する事項

５　調査の方法及び系統

(1)　静態調査は、医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式による。

厚生労働省 ―― 都道府県 ―― 保健所 ―― 医療施設
　　└ 保健所設置市・特別区 ┘

(2)　動態調査は、開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を作成し、厚生労働大臣に提出する。

厚生労働省 ―― 都道府県 …… 病院・診療所
　　├ 指定都市 …… 病院・診療所
　　└ 保健所設置市（指定都市を除く）・特別区 …… 診療所

６　結果の集計・公表

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）において行い、結果は集計後すみやかに公表する。